

平成25年12月24日
京都市都市計画局
建築指導部建築審査課

京都市建築行政情報総合支援システム構築業務に関する受託事業者の選定について (公募型プロポーザル説明書)

京都市建築行政情報総合支援システム構築業務に関する受託事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行いますので、提案を募集します。

1 業務の背景及び目的

建築指導部では、建築基準法等に関連する建築指導業務を行うに当たり、電子台帳・検索・出入力の機能を備えた、京都市建築行政情報システムを平成15年度から運用している。

しかし、OS (Windows XP) 及びハードウェアの耐用年数を経過していることから、平成25年度及び平成26年度において、順次、システムの更新、データ移行及びハードウェア (PC 端末・プリンタ・スキャナ等) の更新等を行い、適切な建築指導業務及び堅牢なデータ管理・保管を維持するものである。

2 委託業務の概要

(1) 件名

京都市建築行政情報総合支援システム構築業務委託

(2) 委託期間

契約締結日から平成26年3月14日まで

(3) 委託内容

別紙1「京都市建築行政情報総合支援システム構築業務に関するプロポーザル仕様書」(以下「仕様書」という。) のとおり

3 契約上限額

金9,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

なお、委託費用には、本業務の仕様書に記載された平成25年度において受託者が実施する業務内容の全てを含むものとする。

4 プロポーザルの参加資格

参加できる事業者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 京都市契約事務規則第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

- (3) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 団体又はその代表者が京都市暴力団排除条例第2条第3号から第5号に該当する者でないこと。
- (6) 地方公共団体において、建築物、建築設備及び工作物に関する建築基準法に定められた業務（以下「法定業務」という。）、法定業務に付随する業務又はこれらに類似する業務に関して、データベースにより管理するシステム開発等の受託実績を有していること。ただし、本プロポーザルの公告の日前5年以内に業務を完了したものに限る。

5 応募手続等

プロポーザルに参加する者（以下「提案者」という。）は、次のとおり、参加表明書及び会社概要等を持参して提出すること。

(1) 関連書類の交付

プロポーザルに関する書類を、次のとおり交付する。ただし、交付する資料の一部には、機密として取扱う情報を含むため、「京都市建築行政情報総合支援システム構築業務に関する受託事業者の募集に関する文書、図画及び電磁的記録の取扱いについて（誓約書）」（様式1）に代表者（受任者がある場合はその受任者）、管理責任者の記名等及び押印のうえ、持参すること。

ア 交付期間

平成25年12月24日（火）から平成26年1月8日（水）まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前10時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所 後記「11 問合せ先及び提出先」に同じ

ウ 交付書類

- (ア) 京都市建築行政情報総合支援システム構築業務に関する受託事業者の選定について（本書）
- (イ) 京都市建築行政情報総合支援システム構築業務に関するプロポーザル仕様書（別紙1）
- (ロ) 京都市建築行政情報総合支援システム構築業務に関するプロポーザル企画提案書等作成要領（別紙2）
- (ハ) 提案内容評価要領（別紙3）
- (ニ) 提案内容評価表（別紙4）

※ 交付書類（(イ)を除く。）及び本書に添付している各種様式のデータが必要な場合は、後記「11 問合せ先及び提出先」に電子メールで問合せること。

(2) 参加表明書等の提出

次の書類を期限までに提出すること。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（様式2）

(イ) 会社概要（様式3）

イ 提出部数 2部

ウ 提出期限

平成25年12月24日（火）から平成26年1月8日（水）まで

エ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(ア) 持参の場合、上記の期間（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の午前10時から午後5時までに提出すること。ただし、正午から午後1時までを除く。）

(イ) 郵送の場合、書留郵便によることとし、上記の期限までに必着のこと。

(3) 企画提案書等の提出

別紙2「京都市建築行政情報総合支援システム構築業務に関するプロポーザル企画提案書等作成要領」に基づき、次の書類を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書及び企画提案書記載事項確認書（様式4）

(イ) 見積書（様式5）

(ウ) 経費内訳書（様式6）

イ 提出部数

別紙2「京都市建築行政情報総合支援システム構築業務に関するプロポーザル企画提案書等作成要領」のとおり

ウ 提出期限

平成26年1月17日（金）から平成26年1月22日（水）まで

エ 提出方法

参加表明書等の提出に同じ。

(4) その他

ア この応募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加表明書及び企画提案書等

参加表明書及び企画提案書等が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、失格とすることができる。失格となった場合は、別途通知する。

(ア) 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの

(イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの

ウ 制約事項

(ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(イ) 本市は、提出された書類は、事業者の選定以外には提案者に無断で使用しない。

- (ウ) 本市は、提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (エ) 本市は、提出された書類の提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- (オ) 本市は、提出された書類は全て返却しない。
- (カ) 本市は、提出された書類の内容に関し、補足資料の提出等を求めることができる。

6 本件に対する質問期限及び回答

(1) 質問をすることができる者

本書及び仕様書等に関する質問をすることができる者は、前記「5 応募手続等」の参加表明書を提出した者とする。

(2) 質問期限

平成25年12月24日（火）から平成26年1月8日（水）午後5時まで

※ 質問期限後の質問は、一切受け付けない。

(3) 質問方法

後記「1.1 問合せ先及び提出先」に電子メールにより提出することとし（様式は任意とする。）、これ以外の方法による質問は、一切受け付けしない。

(4) 回答日及び回答方法

本市は、平成26年1月14日（火）に、参加表明書の提出のあった者全員に対し、質問者を特定できる情報を削除したうえで、質問事項及びその回答を電子メールにより通知する。

7 企画提案書等に関するヒアリング

本市は、提出された企画提案書等の内容について、次のとおり、提案者のヒアリングを実施する。

(1) 実施日時

平成26年1月下旬（日時は別途通知する。）

(2) 実施場所

別途通知する。（京都市役所内の会議室を予定。）

(3) 注意事項等

ア ヒアリングへの対応は、実施体制の責任者が行うこと。

イ ヒアリングの実施時間は、企画提案の説明時間を20分程度、本市からの質問及びその回答時間を20分程度とする。

ウ ヒアリングに参加しなかった提案者は失格とする。

エ 企画提案の説明等の方法は提案者の任意とする。

オ 企画提案の説明等に必要となるパソコン等は提案者が用意すること。プロジェクター及びスクリーンを本市で用意することを希望する場合は、事前に申出ること。

8 受託候補者の選定に関する審査基準

別紙3「提案内容評価要領」及び別紙4「提案内容評価表」のとおりとする。

9 受託者の決定

(1) 受託候補者の決定

本市が設置する選考組織において、企画提案書等及びヒアリングの内容について、前記「8 受託候補者の選定に係る審査基準」に基づき算出した評価点をもって評価し、算出した評価点の合計が最も高い者を、受託候補者として選定する。

(2) 審査結果の通知

ア 本市は、審査結果について、書面をもって通知する。(平成26年1月下旬頃発送予定)。

イ 通知内容に疑義のある受託希望者が説明を求める場合は、平成26年2月7日(金)午後5時までに、書面を本市に持参し提出することとする。これ以外の方法による書面の提出は認めない。

ウ 本市は、説明の求めがあった場合は、平成26年2月14日(金)までに書面をもって回答する。

(3) 受託者の決定

本市は、受託候補者と協議し、仕様等の契約内容について合意した場合は、契約を締結する。

なお、受託候補者と協議し、仕様等の契約内容について合意しなかった場合は、契約を締結せず、評価点の合計が次点となる受託希望者を受託候補者とし、協議を行う。

10 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書、企画提案書等及びヒアリングの内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容については実現を確約したものとみなす。

(3) 契約期間

契約の期間は、契約締結日から平成26年3月14日までとする。

(4) 特約事項

ア 企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とする。

イ 企画提案書等に記載された、システムの保守等に関する契約については、次年度以降の契約金額を保証するものではなく、予算の範囲内において実施する。

(5) 再委託の禁止

受託者は、本市の文書による承認を得なければ、本業務の義務に係る履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。

(6) 契約保証金

免除する。

(7) 成果物の納入及び委託料の支払

受託者は、成果物を本市に納入する。本市は、成果物について検査を行い、検査に合格し

た成果物の引渡しを受けたときは、受託者の請求により、委託料を支払う。

(8) 進捗管理

本市は、適宜、進捗状況について確認を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することがある。その際、利用可能な成果物があるときは、その成果物を検査のうえ、検査に合格した成果物の引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

(9) かし担保責任

ア 本市は、成果物にかしがあるときは、受託者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補と共に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の賠償を請求することができる。

イ 本市は、本市の定めた履行期限までに、受託者によるかしの修補が困難なため、契約の目的を達成することができないと認められるときは、契約を解除することができる。

ウ ア及びイは、成果物のかしが支給品若しくは貸与品又は本市の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受託者がその支給品若しくは貸与品又は指示が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

エ ア、イ及びウによるかしの修補、損害賠償の請求及び契約の解除は、引渡しを受けた日から2年以内に行うものとする。

11 問合せ先及び提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局建築指導部建築審査課

電話：075-222-3616

FAX：075-212-3657

メールアドレス：kenchiku-sinsa@city.kyoto.jp